

各種融資・税制制度

都市治水事業融資

○ 融 資 機 関

日本政策投資銀行

○ 融 資 対 象

浸水防止施設整備事業

地下鉄・地下街等に設置する防水壁等及び特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設等*1の浸水防止施設の整備事業

*1：特定都市河川浸水被害対策法に基づき、都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い設置される雨水貯留浸透施設等に限る。



浸水防止施設の整備イメージ(止水板)



浸水防止施設の整備イメージ

良好な水辺空間を創出する建築物の整備事業

市街地における治水事業（高規格堤防整備事業、マイタウン・マイリバー整備事業等）と一体的に整備され、市街地における良好な水辺空間を創出する建築物整備を行う場合



聖路加国際病院再開発
隅田川 東京都

スーパー堤防区域内中高層耐火建築物融資

● 融 資 機 関

住宅金融公庫

● 融 資 対 象 等

次の①の区域内の②の建築物の建設者、又は、当該建築物内の住宅の購入者

- ①対象区域……スーパー堤防の区域
(高規格堤防特別区域及び特定地域
堤防機能高度化事業による盛土の行
われる区域)のうち、市街地の土地
の合理的な高度利用に寄与するもの
として住宅金融公庫が定める区域
- ②対象建築物……中高層耐火建築物で
1/4以上の住宅部分を有するもの



高規格堤防上に建設された民間マンション
江戸川 千葉県市川市

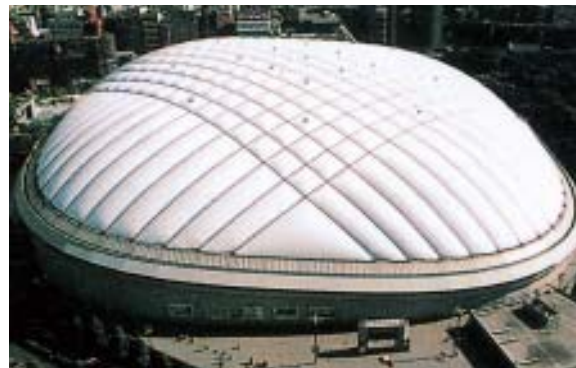
エコビル整備事業

● 融 資 機 関

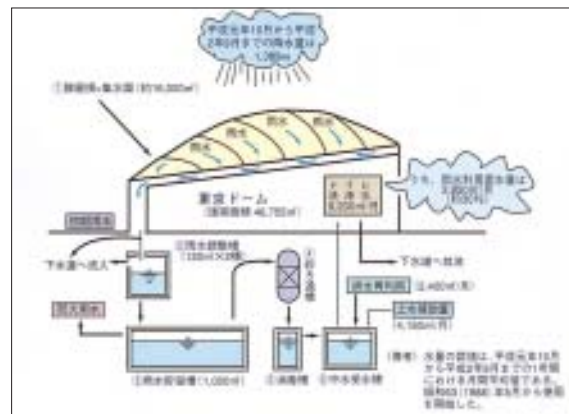
日本政策投資銀行

● 融 資 対 象 等

雨水・排水再利用、節水型器具等による水資源の有効活用や雨水貯留施設の設置、高性能浄化槽等による公共用水域への汚濁負荷の低減のための措置により、水資源の有効利用、雨水の流出抑制又は汚濁負担の低減が図られている建築物（延べ面積2,000m²以上）



東京ドーム



Ⅱ 事業紹介

浸透ます、浸透トレンチ等を設置する住宅に対する融資額の特別割増

○ 融 資 機 関

住宅金融公庫

○ 融 資 対 象

洪水対策や地下水の涵養等を目的として、地方公共団体が住宅マスタープランに定めた建築基準や対象地域等の要件に適合する住宅

河川文化交流施設整備事業融資

○ 融 資 機 関

日本政策投資銀行

○ 融 資 対 象

地方公共団体等が設立した第3セクター又は民間事業者が河川改修と一体となって整備する次のような施設を中核とする施設

- ・ 河川展望施設、河川等に関する資料の展示施設・体験施設、河川等に関する会議・研修等のための多機能ホール、河川等に関する研究施設、施設の利用者のためのロビー・広場・駐車場等

雨水・排水利用施設整備促進税制（所得税、法人税の特別償却）

○ 対 象

雑用水利用を行うための施設を設置した場合の、排水処理施設、排水処理施設と同時に設置される雨水貯留槽

雨水貯留・利用浸透整備促進税制（所得税、法人税の割増償却）

○ 対 象

大都市地域等においては貯水容量 300m^3 以上、特定都市河川流域においては同 100m^3 以上の雨水貯留施設を設置すること、又は $3,000\text{m}^3$ 以上の透水性を有する舗装などを行うこと^(注)

(注) 特定都市河川流域において、対策工事として設置される施設は対象外となります

雨水貯留浸透施設整備促進税制（固定資産税課税標準の特別措置）

○ 対 象

特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策工事として設置された雨水貯留浸透施設の償却資産が対象

高規格堤防整備促進税制（不動産取得税の特例措置）

● 対 象

高規格堤防の整備に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、高規格堤防特別区域の公示のあった日から2年以内に当該土地の上に従前の家屋に代わる家屋を取得した場合

河川立体区域制度の活用による河川整備促進税制（不動産取得税の特例措置）

● 対 象

河川立体区域制度の活用による河川整備に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、河川立体区域の公示があった日から2年以内に当該土地の上に従前の家屋に代わる家屋を取得した場合